

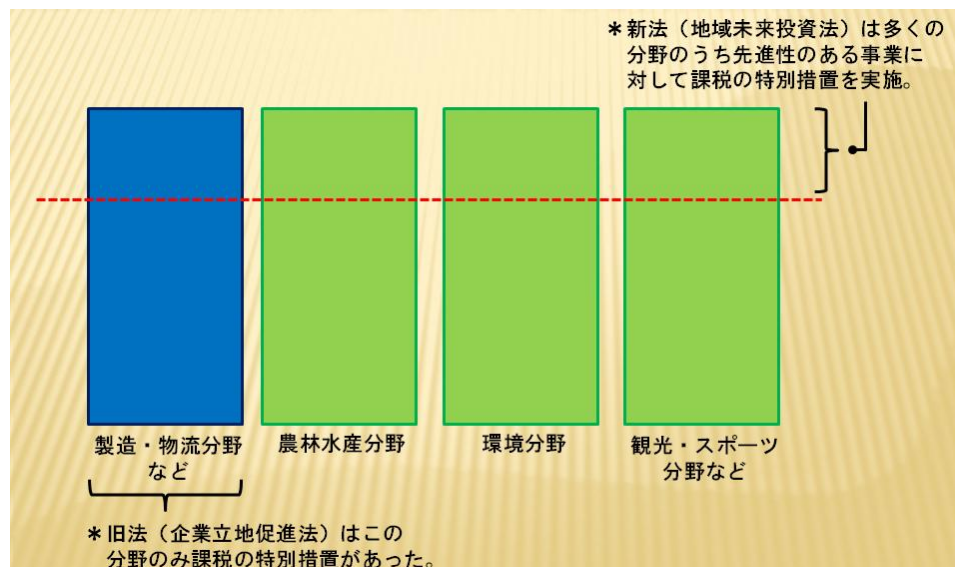
企業誘致にかかる新たな固定資産税の 特別措置の創設等について

1. 地域経済牽引事業の促進にかかる特別措置の創設

(1) 創設背景

企業立地促進法が改正され、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「地域未来投資法」）が平成 29 年 7 月に施行されたことに伴い、笠間市と茨城県とで共同で作成した「基本計画」が平成 29 年 12 月に国の同意を得たことから、国から税制による支援措置を受けることが可能になった。

【 特別措置の概要 】



(2) 創設する特別措置

- ・措置内容：企業立地等に伴い取得した固定資産（家屋・構築物・これらの敷地）について 3 年間課税免除

*取得価額合計 1 億円（農林業等は 5,000 万円）越え。

取得後 1 年以内に工事着手。

- ・対象者：地域の成長発展の基盤強化に特に資するとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた者

- ・制度期限：設けない。

*策定した地域経済牽引事業計画の期間が 2022 年度末までに完了するものとなっていることから、実質的には 2025 年課税分までが対象。

(3) 特別措置にかかる国の支援

課税免除した税額の 75%が交付税にて補てんされる。

2. 地方活力向上地域における特別措置の拡充

(1) 拡充背景

地域再生法が平成30年に改正され、国の税制支援措置が拡充されることに伴い、笠間市の特別措置についても併せて拡充する。

(2) 拡充する特別措置

- ・ 拡充内容：移転型事業として企業立地等に伴い取得した固定資産（家屋・構築物・これらの敷地）について、現行99%減額のところを全額免除に拡充する。
* 取得価額合計3,800万円（中小企業の場合1,900万円）越え。
取得後1年以内に工事着手。
- ・ 対象者：「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を作成し、茨城県の計画認定を受けた事業者
- ・ 制度期限：設けない。
* 策定した事業計画の期間が2022年3月までに完了するものとなっていることから、実質的には2025年課税分までが対象

(3) 特別措置にかかる国の支援

課税免除した税額の12.5～75%が交付税にて補てんされる。

3. 他の特別措置との重複

条例の策定にあたっては、1事業につき、各固定資産税の特別措置を複数併用して活用することができることとし、1つの固定資産について活用できる特別措置が重複した場合は、下記の順に適応することとする。

- 順位1 地域経済牽引事業にかかる特別措置
- 順位2 地方活力向上地域における特別措置
- 順位3 産業活性化等における特別措置

4. 創設等のスケジュール

平成30年 9月頃	例規審査委員会
平成30年 11月	議会提案
平成30年 12月	施行

《参考》 企業誘致に係る固定資産税の特別措置一覧（創設・拡充後）

	順位 1	順位 2	順位 3
	地域経済牽引事業における特別措置	地方活力向上地域における特別措置	産業活性化等における特別措置
対象者	地域経済牽引事業者	地方活力向上地域特定業務施設整備事業者	・事業所等を新增設 ・雇用 10 人以上増加 もしくは工業団地等に新增設
対象地域	市内全域	・移転型：市内全域 ・拡充型：工業団地, 工業地域等	市内全域
対象資産	・家屋・構築物及びこれらの敷地 ・取得額 1 億円以上 ・土地取得後 1 年以内に着工	・家屋・構築物及びこれらの敷地 ・取得額 3,800 万円以上 ・土地取得後 1 年以内に着工	家屋・償却資産及びこれらの敷地
措置内容	3 年間課税免除	・移転型：3 年間課税免除 ・拡充型：3 年間 99%減額	3 年間課税免除
制度期限	無し	無し	2021.3
国の支援	交付税による減収補てん 75%	交付税による減収補てん 12.5～75%	無し